

議案第107号

調布市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

教育支援センターC A N V A Sを設置するとともに施設の名称を改めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例

調布市適応指導教室設置条例（令和2年調布市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第1条中「児童」を「児童生徒（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に掲げる不登校児童生徒をいい、調布市立学校設置条例（昭和39年調布市条例第20号）第1条の規定により設置された小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）に在籍するものに限る。以下同じ。）」に、「適応指導教室（以下「太陽の子」を「教育支援センター（以下「教育支援センター」に改め、「調布市菊野台3丁目27番地45に」を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

（名称等）

第1条の2 教育支援センターの名称及び位置は、次の表に定めるところによる。

名称	位置
調布市教育支援センター太陽の子	調布市菊野台3丁目27番地45
調布市教育支援センターCANVAS	調布市布田4丁目17番地10

第2条を次のとおり改める。

（対象者）

第2条 前条に規定する調布市教育支援センター太陽の子の対象者は、不登校児童生徒のうち、小学校に在籍するものとする。

2 前条に規定する調布市教育支援センターCANVASの対象者は、不登校児童生徒のうち、中学校に在籍するものとする。

第3条中「太陽の子」を「教育支援センター」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「太陽の子」を「教育支援センター」に改め、同条第1号中「児童」を「児童生徒」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「児童」を「児童生徒」に、「小学校」を「市立学校」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 不登校児童生徒の保護者からの教育相談に関すること。

第5条各号列記以外の部分及び第6条中「太陽の子」を「教育支援センター」に改める。

第7条第1項中「太陽の子」を「教育支援センター」に、「児童」を「児童生徒」に改め、同条第2項中「児童」を「児童生徒」に改める。

第8条第1号中「太陽の子」を「教育支援センター」に改める。

第9条中「利用者」を「利用者又はその保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。